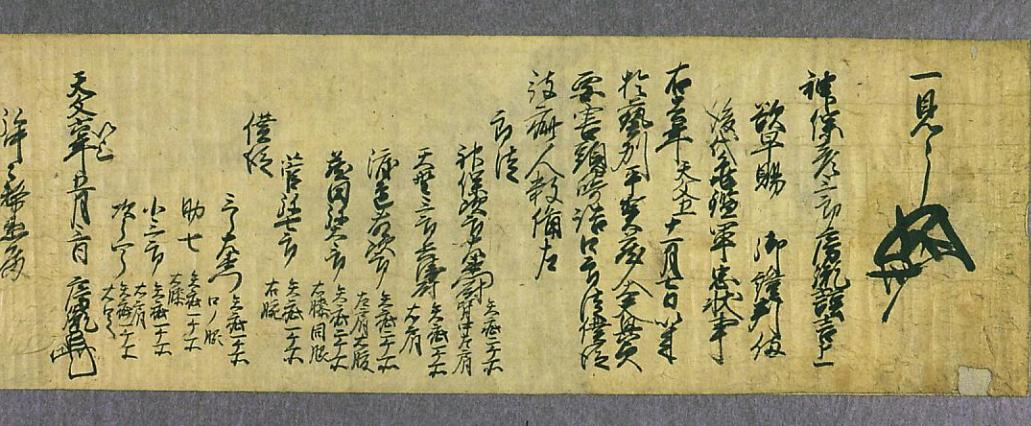


広島県立文書館だより

第10号
1997年8月



神保房胤合戦手負注文（千葉家文書） 解読文は裏表紙にあります

戦場を行き交う文書 —毛利元就文書展によせて—

主任研究員 松井輝昭

広島県立文書館では、九月一十九日（月）から十月二十五日（土）まで、特別展「毛利元就文書展」を開催する予定です。この文書展の準備を進める過程で、戦争に関する実に多くの、様々な文書に出会いました。

この「合戦手負注文」は、そのうちの軍忠認定に関する文書です。神保房胤は賀茂郡頭崎要害（東広島市）に平賀興貞を攻めたとき、「矢疵」を被つた「郎徒」・「僕従」の名前とその箇所を細かく書き上げ、軍忠の証しとして大内義隆に証判を求めました。大内義隆が「一見了」と書いて、非常に大きな花押を据えているのが印象的です。大内義隆の尊大な態度が読み取れます。また、「矢疵」を被つたことが軍忠と考えられ、細かく記録されて後日上申されたことも興味深く思われます。「矢疵」まで負って大将のために戦つた、だから軍忠だというのでしょうか。

なお、毛利氏関係文書の中には、「合戦手負注文」に大将が証判を据える、このような様式の文書は多くありません。家来に対して尊大に構えることを避けようとする、毛利元就の深謀遠慮によるものでしようか。

ところで、毛利元就をめぐる、数多くの戦争関係の文書を調べているうちに、奇妙に思える一つの事実に気付きました。まさに合戦が続いている最中に、多くの文書が戦場の中を行き交っていたのです。「戦場を行き交う文書」の大半が、軍事指令や戦況報告に関するものであれば、私の常識でも十分頷けます。そうではなくて、折々の合戦における、兵士の軍忠認定のため、種々の文書が合戦の最中に戦場を行き交っていたのです。

そして、この「戦場を行き交う文書」のうちで、私の目を引いたのは、

「感状」と呼ばれる文書が多いことです。なお、「感状」というのは、大将が麾下に従つた兵士（家来・同被官・中間・僕従）の軍忠を認定し、それを賞するため書いた文書のことです。

さて、ここに掲げた毛利

元就の感状（写真1）は、

あの有名な郡山城合戦の

りに、高田郡相合の敵陣切

り崩しに高名のあつた、渡

辺源五郎に与えたものです。

正月十三日に合戦が行われ、

その翌日に早くも感状が発

給されています。大将の軍

忠認定が手間取り、感状の

発給が遅れるのは、「悪し

き」ことと非難されました。

毛利元就是多くの場合、こ

のように合戦から間を置かずして感状を発給しています。これも毛利元就の家来への気配りの表れといえます。しかし、早々に感状を発給しようとすると、その発給手続は合戦の最中に進める必要があるため、

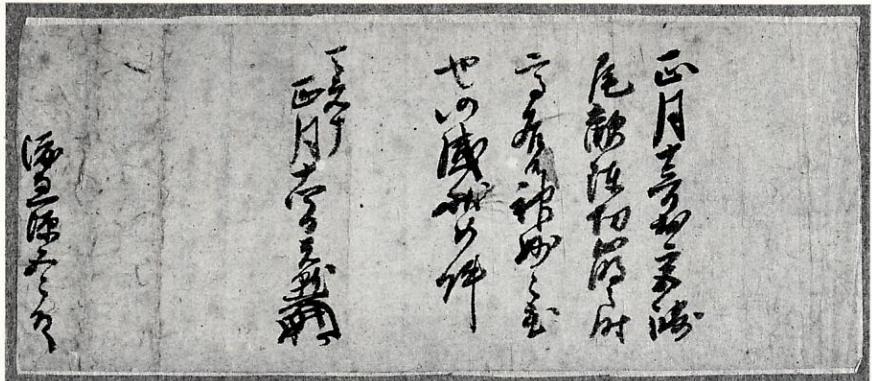


写真1 毛利元就感状（稻垣氏所蔵文書）

自ずから関係文書が戦場を行き交うことになります。

では、どのような軍

忠を働けば、毛利元就から感状が与えられたのでしょうか。その大

まかな基準を示すと、

次の四点にまとめるこ

とができると思います。

1 敵方の兵士の「頸」

を取る。2 先駆けをして敵方に打ち入る。3

敵方の兵士と戦い大怪我をする。4 敵方の兵

士に討たれ「頸」を取られる。次頁に掲げる

毛利元就・同隆元連署

感状（写真2）は、備

後国志河要害の切取に際して、槍を持って先

頭を進み敵方の兵士と渡り合つた、渡辺源五

郎の武勇を賞するものです。これは2の先駆けの基準に当てはまります。

これらの四つ基準のうちでも、人の生き死

にに關わる、1と4が取り分け重い軍忠とさ

れました。「戦国の世」といえば、荒々しい殺し合いの、イメージのみが一人歩きしているかもしれません。しかし、合戦の場に出た

兵士たちにとって、「戦う」ことは命懸けの仕事であつたのです。だから、1敵方の兵士の「頸」を取ることは、恩賞に値する軍忠と考

えられたのです。敵方の「頸」をわざわざ持参して、指揮官の確認を受けたのもそのためです。4敵方の兵士に「頸」を取られること、つまり「討死」はさらに重い軍忠と考

えられました。合戦で「討死」すれば、その遺族は大名に所領を要求できたのです。

次は、感状の発給手続ですが、複雑なもの

を例示すれば、以下のようになると思います。

(a) 兵士が前線の指揮官にまず軍忠（討ち頸・手負など）を報告する。(b) 報告を受けた指揮官は、前線の大将に軍忠状及び書立

（頸・手負注文など）を上申する。(c) 前線の大将は大名に対して、指揮官からの文書を

取り次ぎ、その披露状を上申する。(d) 大名から前線の大将や指揮官を介して、兵士に感状などが送られる。なお、戦線が広がつて大

名の感状が遅れる場合は、前線の大将から兵士に対して、軍忠を推挙した旨の手紙が与え

られることもありました。また、(b)や(c)の段階において、同じ戦場にいる有力者から、親しい兵士の軍忠吹^{すいき}拳^{けん}状が出された例もあります。前線の指揮官からの戦況報告にもとづき、仮の感状が出されることさえありました。前線の兵士の士気を鼓舞するため、このような措置が採られたものと考えられます。

毛利氏が発給した感状の形式、その内容もまた様々でした。まず感状の形式ですが、次の三種類に分けられます。(1)書き止めが「仍^よ感状如件」で終わる。(2)書き止めが「恐々謹言」で終わる。(3)感状の頭を捻つて「捻文」の形を採る。次は感状の内容ですが、これも三種類に分けられます。(1)書面のみで謝意を伝える。(2)書面とともに使者の「口上」を介して謝意を伝える。(3)書面や使者の「口上」だけでなく、特別に「褒美」を与えるか、その約束をする。毛利氏の感状は形式と内容の違いによって、このように九種類以上の区別があつたのです。なお、使者の地位の高下や「褒美」の違いによって、それをさらに細かく区別することも可能です。このような多種多様な感状が用いられたのは、毛利元就らの兵士に対する細かな気配りの現れ、彼らの士気を鼓舞するための緻密な配

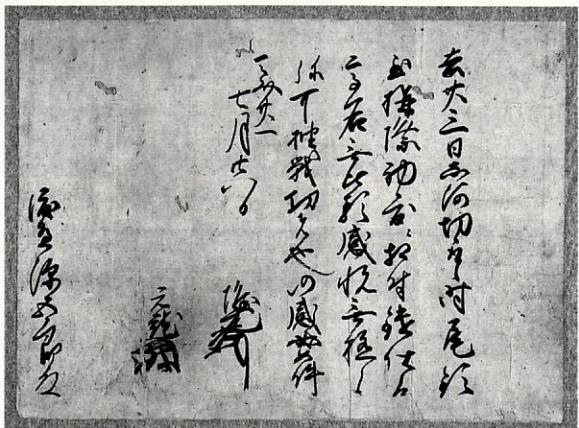


写真2 毛利元就・同隆元連署感状（稻垣氏所蔵文書）

の家来の系譜に連なる「家」では、恩賞などを得るために、先祖の感状の類を残すことになりました。江戸時代においても、その「家」のスティーラス・シンボル、その「家」が存続するための証しとしての意味を持ったのです。前线の指揮官からの書立（頸・手負注文など）、大名からの軍事指令などは、後世に残す必要が余り認められなかつたためか、すでにその多くが消滅し今に伝わつていません。

県立文書館郷土史講座

「毛利元就の手紙について」（仮題）
講師 県立文書館主任研究員 松井輝昭

とき 10月11日（土）
ところ 広島県情報プラザ
(広島市中区千田町三丁目)

申し込み等については後日
ご案内します。

これまで残された「戦場を行き交う文書」を丹念に調べていますと、その多くが感状やその発給手続に関するものでした。毛利氏

米相場の高騰と竹内家文書

中央大学非常勤講師 落合 功

広島県立文書館が収蔵する竹内家文書には、賀茂郡役所が割庄屋に対して米相場の変更を示す触れが数点残されています。写真1の史料は、一石当り銀一六八匁であることと賀茂郡役所から割庄屋に対して示した触書です。ちなみに申年とありますが、これは万延元年（一八六〇）のことです。賀茂郡役所からこうした触れが出されると、郡内の七名から八名の割庄屋に回覧されました。そして、この触書を回覧する時、各々の割庄屋には、この触書と共に、もう一通の文書が添えられました。写真2がそれにあたります。

この写真を参照すると、割庄屋の名前が記載された紙の大きさに、若干ですが大小がみられます。しかもそれそれが貼り継がれています。触書を受け取ったことを確認した切紙を貼り継ぎ、その文書も触書に添えて、次の割庄屋へ送られたのです。こうして一度触書が出されてから、郡内の割庄屋の間を回覧するのには十日から二十日の期間を必要としたので

す。

さて、こうして触書が回覧されてきたとき、それぞれの割庄屋は将来忘れることがないように、それぞれ帳面に書き留めました。竹内家でも、時期によって名称が異なりますが、郡役所を通じて出された触書や達書は、「御紙面写帳」などと呼ばれる帳面に書き留められたのです。

化三年（一八四六）賀茂郡役所から触れ出された米相場を書き留めたものです。ところで郡役所などから触書が出されたとき、触書の文面をそのまま書き写すのが普通でした。しかし、掲載した史料を見る時、米相場の額を示すとどまり、触れの内容までは書き留められていないことがわかります。毎月のように米相場が変動するため、触書の全文を書き留めることを省略し、米相場の額のみを記載したのです。

しかもこの時期の「御紙面写帳」を参考すると、表紙の見開きか、あるいは見開きでないにせよ、二・三枚めぐると写真のような形式で米相場が一覧で記載されています。

それでは米相場は、最初からこのように表紙の見開き部分にまとまつた形で記載されていたのでしょうか。実は天保六年（一八三五）までは、他の触書と同様に触書の全文が書き留められていました。たとえば、文政七年（一八二四）三月の項を参照すると、以下の通りです。

写真1 上り銀相場之覚

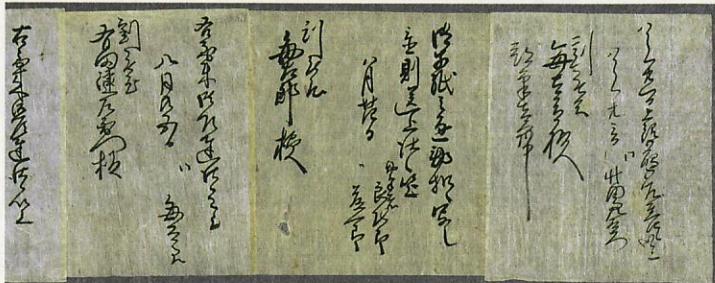
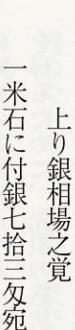


写真2 上り銀相場触書順達



一米石に付銀七拾三匁宛
上り銀相場之覚

次頁写真3は、「御触書写」の一部で、弘

右從今日之相場ニ候条此旨相心得組合村
々江も可相触者也

申二月廿六日 御役所 割庄屋七人
賀茂郡 同見習書人

このように、写真1に掲載した万延元年の触書の内容とほぼ同内容の記載が見られます。そして表紙の見開きに米相場が記載されるようになつたのは、実は天保七年（一八三六）以降のことだったのです。それでは何故、このように、触書の内容を省略し、かつ表紙の見開きに記載されるようになったのでしょうか。

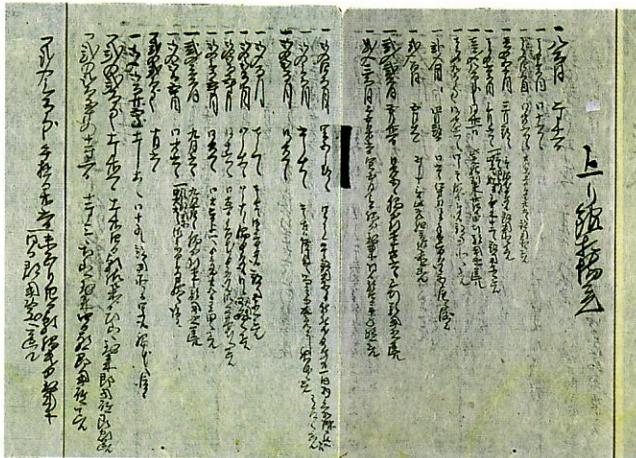


写真3 上り銀相場覚 (弘化3年 御触書写)

実は、それは米相場の変動具合と密接な関係がありました。触書の全文が帳面に書き留められている文化・文政期ごろは、こうした米相場についての触れは一年に数度出される程度でした。そしてこの時期の米相場の変動自体もそう大きくありませんでした。しかし、

見開きに記載されるようになつた天保七年になると、米相場の変動は激しくなり、短いときには五日ぐらいの間隔で触れが出されることがあつたのです。しかも、米相場は急速に高騰した形で見られるのです。

写真3の史料を参照してもわかるように、弘化三年一月の段階では、米一石当たり八〇〇目でしたが、十二月では二三〇〇目になります。高騰していることがわかります。およそ一年のうちに四倍近く米価が高騰したことがわかるわけです。見開きに米相場が記載されるようになる天保七年（一八三六）正月の米相場は一二八匁でした。つまり、実に十年のうちに約二十倍もの米相場の高騰が見られたのです。

このような米価高騰による金融不安を打開すべく、広島藩が重い腰を上げたのは、写真3の史料が書かれた翌年のことでした。米価高騰の要因である藩札の乱発に対し、従来の藩札の札価を四十分の一とした改印札を発行したのは、弘化四年（一八四七）十月のことだったのです。その結果、米価の高騰といつた事態はいつたんは收まりました。しかし、この政策は藩札 자체の信用をさらに失墜させることにつながり、さらなる金融不安の泥沼へと導いていったのです。

広島県史跡「今高野山」は、後白河法皇が

いとうやさん

永万二年（一一六六）、備後大田荘を紀州高野山に寄進して以降、大田荘の總政所寺院として建設され丹生・高野明神を一山の中央奥地に祀り、供僧寺兼政所として龍華寺及び金剛寺を東西に配し、明神社の西側に觀音堂・御影堂・護摩堂等を並べ、表参道側に十の子院、東側の小高い丘には後代

多宝塔が建てられた。しかし、室町時代の応永、明応・天文と三度災禍に遭い、再興を繰り返してきたが、元禄十三年

（一七〇〇）四度目の火災で再び壊滅的な打撃を受けたのであった。災禍の度毎に本尊を始めとする寺宝は辛うじて持ち出され今まで伝えられているが、当時作られたであ

ろう中世の文書類は残念ながら今高野山には全く伝えられていない。そのため大田荘や今高野山に関する研究は、主として紀州の高野山に伝わる高野山文書に頼らざるを得ない。

しかし、今高野山にも中世の記録がないわけではない。それは伝えられている仏像や仏画などの美術工芸品には墨書きや彫書きなどのあ

<古文書への招待>

寺の外の文書の発見と活用

文書調査員 藏橋純海夫

（本文書は、文書調査員の藏橋純海夫によるもの）



備後国今高野多宝塔供養願文草本
(尾道浄土寺蔵)

るものがあるからである。これまでに発見された墨書き等を列記すると、

- ①丹生神社獅子頭 額裏彌書 正安二年
- ②木像大日如来座像 胎内墨書 元亨二年
- ③結界石 隕刻銘 建武五年
- ④栗島神社石鳥居 柱陰刻銘 康(暦)二年
- ⑤鉄製十一燈明台 脚部陰刻 弘治二年
- ⑥紙本着色弘法大師像 墨書き 弘治二年
- ⑦聖教箱 墨書き 永禄七年
- ⑧不動明王座像 墨書き 永禄十二年
- ⑨磬架台 墨書き 元亀四年

ところで、これまで寺伝資料としては、宝

くる。

永六年（一七〇九）の「今高野山縁起」や寛延頃の「今高野山記」が唯一の記録集であつたが、近年②に關して尾道浄土寺から今高野山の多宝塔を造立した際の「備後國今高野多

宝塔供養願文草本」が発見されるに及んで今高野山の塔の丘と呼ばれる小高い丘に、元亨年間多宝塔が建立され、②はその時多宝塔の本尊として安置されたことがほぼ確認できた訳である。この願文には、権勢を誇った済信や頼能等さえも果たし得なかつた多宝塔建立の夢が実現できたことを（久代）了信が書き連ねたもので、造塔の歓びが切々と伝わつてゐる。

平成8年度に収集した古文書

'89海と島の博覧会・ひろしま

記念写真フィルム（寄贈）

一九八九年に広島市西区で開催された同博覧会の公式記録用写真フィルム（35ミリポジフィルム）。中国新聞社が同博覧会協会から委託されて撮影した。歴史的価値に比して大量であるため、将来選別保存することを前提として、協会の残務について権限を持つ県企画振興部から寄贈された。

ての書類三巻、広島城下町絵図など一六点。

平成七年度に寄贈を受けた保田八十吉氏収集文書と同じ出所であるが、寄贈者が異なることから別の文書群番号を付した。

小池秀男文書（寄贈）

戦後広島県庁に在籍した小池秀男氏が在任中に作成、入手した個人的なファイル一二点。

昭和三十年代前半の町村合併関係、賀茂地域合併に関する資料などがある。

衆議院議員金田平兵衛氏が収集した帝国議会の議事録、予算案、会議録など一五七点。

同氏は御調郡宇津戸村（現世羅郡甲山町）の出身で、同村の村長や県会議員を経て、大正三年（一九一四）から昭和三年（一九二八年）にかけて衆議院議員を勤めた（憲政会）。

小川博氏収集文書（寄託）

府中市父石町の故小川博氏は、昭和六十年頃から郷土史関係の資料収集を始めるとともに、町内史跡の保存に努め、平成三年には保田家に関する文書六巻、頬家宛

「父石郷土史愛好会」を結成した。収集文書は元禄から明治にかけての証文類を中心とする約一〇〇点、収集先は数家にわたるが不明なものも一部含まれている。

能島家文書（寄託）

海賊衆能島氏の軍船・兵船・船道具に関する記録「能島家伝」、一

点。

『海事史料叢書』第一二二巻に掲載されている「能島家伝」の異

本と考えられるが、それよりも項目が多いことながら、より原本に近いものと考えられる。

山野村役場文書（寄託）

山野郷土資料保存会から寄託された旧深安郡山野村（明治二十二年～昭和三十年）の役場文書など約七〇〇〇点。

山野村役場文書のほか、山野・矢川両村の元禄十三年（一七〇〇）の「検地帳」をはじめとする近世



山野村役場文書

した『山野郷土資料館収蔵目録』によつて文書の検索が可能であり、閲覧もできる。

今堀誠二文書（寄贈）

原水爆禁止世界大会のほか、平和問題や原爆関係の資料四一四点。
故今堀誠二氏（広島女子大学学長）は、原水爆禁止世界大会にも第一回から参加するなど、原水爆禁止運動に深く関わるとともに、原水爆禁止運動史について研究を進め、「原水爆時代」上・下などを著した。

また、「広島県史原爆資料編」の刊行に尽力し、県史編さん室に関係の資料を提供した。文書館はこれを引継ぎ、改めて整理を行つた。

保田家文書（寄贈）

明治・大正の広島の財界人保田八十吉とその父七兵衛の辞令など保田家に関する文書六巻、頬家宛

平成8年度の主なできごと



郷土史講座「安国寺恵瓊と不動院」

- 5月2日 書庫凍結（6日まで）
- 5月9日 第1回文書調査員会議
- 7月25日 収蔵文書紹介「維新のテクノクラート小野友五郎」開始
- 6月8日 古文書解説入門講座開講（11月まで毎月2回）
- 7月15日 安田女子大学古文書学実習
- 7月29日 特別文書展「不動院文書展」開催（9月7日まで）
- 8月3日 郷土史講座 松井輝昭「安国寺恵瓊と不動院」
- 9月18日 収蔵文書紹介「広島藩の水軍」
- 10月31日 行政文書・古文書保存管理講習会開催
- 11月13日 第2回文書調査員会議
- 12月3日 中國四国文書館等職員連絡会議
- 1月9日 収蔵文書紹介「絵はがきに見る広島の面影」開始
- 3月11日 県庁より長期保存文書搬入
- 3月21日 寄贈・寄託者感謝状贈呈式
- 3月25日 文書館だより9号発行
- 3月29日 郷土史講座 本多博之「中世尾道と毛利氏」
- 3月31日 収蔵文書目録第4集刊行



中国四国文書館等職員連絡会議

【表紙文書解説文】

〔証判〕
〔見了〕、〔花押〕

〔大内義隆〕
神保彦三郎房胤謹言上

欲早賜 御証判備

後代龜鑑軍忠状事

右去年天文五十一月七日以来、

於芸州平賀城人大夫興貞

要害頭崎詰口、郎徒僕従

被疵人數備左

郎徒 神保次郎左衛門尉

天野三郎兵衛尉

渡辺藤次郎

藏田弥太郎

菅弥七郎

僕従
三郎左衛門
助七
小三郎
次郎四郎
以上



利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時

*土曜日 9時～12時

休館日

*日曜日、国民の祝日及び振替休日

*年末年始（12月28日～1月4日）

*交通 JR広島駅よりバス（広島

港行き）又は路面電車（紙屋町

経由宇品行き）いずれも、広電

本社前下車徒歩7分

広島県情報プラザ2F

（案内図）

広島県立文書館だより 第一〇号

平成九年（一九九七）八月二十日発行
編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七一四七

電話 ○八二一一四五一八四四四

印刷 朝日精版印刷株式会社